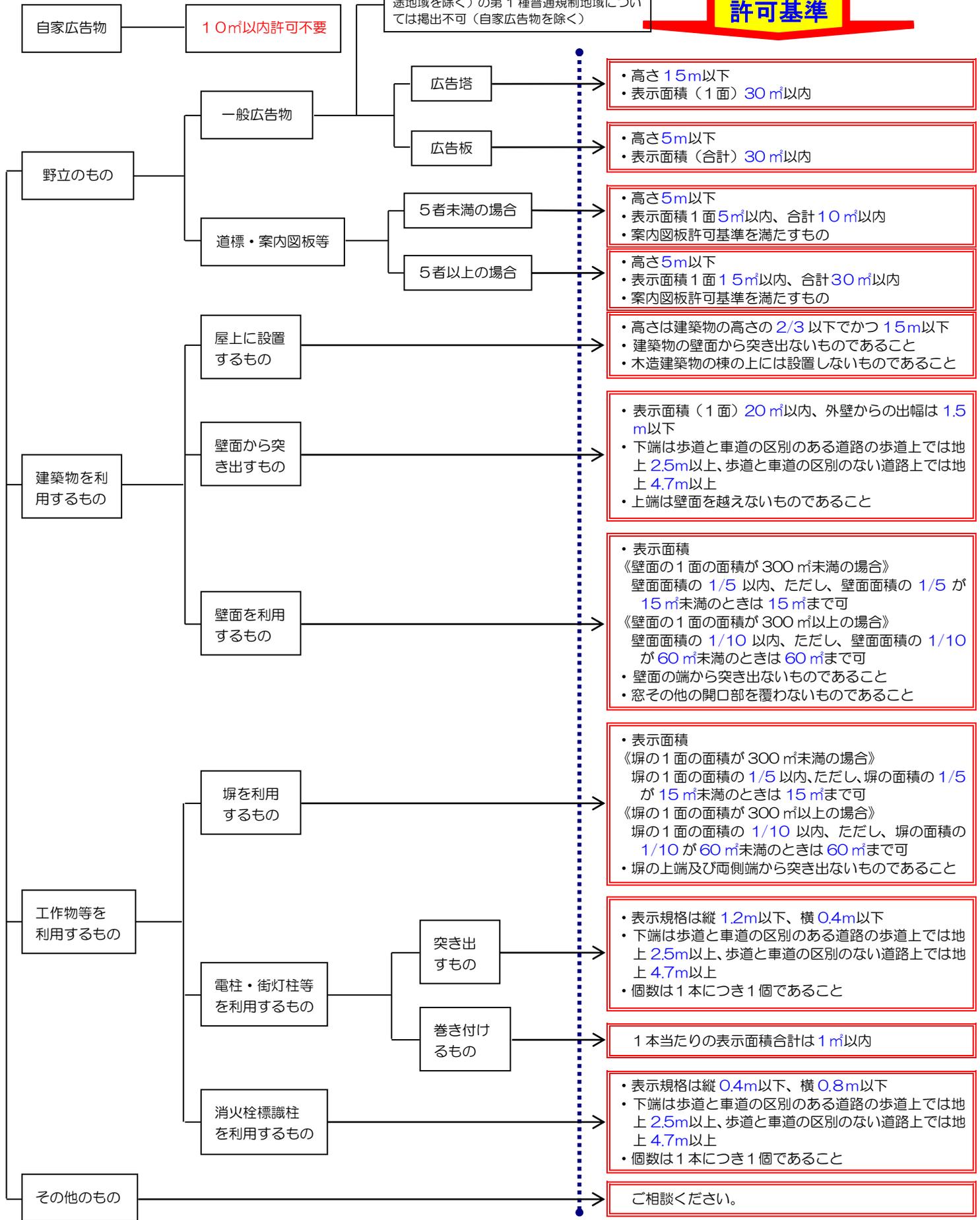


◎第1種普通規制地域

国道150号、県道静岡焼津線、県道焼津森線、市道小川島田幹線、市道志太中央幹線、県道島田吉田線、県道高洲和田線、県道焼津榛原線から100m以内（用途地域を除く）の第1種普通規制地域については掲出不可（自家広告物を除く）

許可基準



※複数の広告物で1つの意匠を表すものは、全体を一個の広告物とみなし、基準に適合するものであること